

	現 行	与党・民主党合意案
(1) 対象世帯 支給限度額	<p>用途を限定した上で、必要額を積み上げ 方式で支給</p> <p>全 壊 最大 300万円</p> <p>生活関係経費 最大 100万円</p> <p>居住関係経費 最大 200万円</p> <hr/> <p>大規模半壊 最大 100万円</p> <p>居住関係経費 最大 100万円</p> <hr/> <p>半 壊（大規模半壊以外） 支給なし</p>	<p>住宅の再建の態様等に応じて定額（渡し切 り）方式で支給</p> <p>以下の①と②の合計額（定額）</p> <p>①</p> <p>全 壊 100万円</p> <p>※敷地被害により住宅の解体に 至った世帯を支援対象に追加 （大規模半壊は50万円）</p> <p>+</p> <p>②</p> <p>住宅を建設・購入する世帯 200万円</p> <p>住宅を補修する世帯 100万円</p> <p>住宅を賃借する世帯 50万円</p> <p>例：全壊で住宅を建設・購入する世帯 合計300万円（定額）</p> <hr/> <p>半 壊（大規模半壊以外） 支給なし</p>
(2) 対象経費	<p>○家財購入費、引越し代</p> <p>○住宅の解体撤去費、整地費、ローン利 子等</p>	(用途の限定なし)
(3) 支給要件	<p>年収：500万円以下</p> <p>（なお、世帯主が45歳以上の世帯につい ては、700万円以下。世帯主が60歳以上 の世帯又は要援護世帯については、800万 円以下。）</p>	年齢・年収要件撤廃
(4) 国の補助	国の補助割合：2分の1	国の補助割合：2分の1
(5) 適用等		<p>特定4災害（※）について、改正法公布後に 申請する被災者については、改正後の制度で の申請をすることができる。</p> <p>（※）平成19年能登半島地震 平成19年新潟県中越沖地震 平成19年台風第11号及び前線による災害 平成19年台風第12号による災害</p>